

三重県内で死亡災害・重篤な災害が続いて発生しています

三重県内において7月、8月に入り短期間の間に死亡災害、重篤な災害が相次いで発生しています。

労働災害を防止するためには、事業者はもとより、発注者、関係請負人、労働者等の一人一人が、労働災害防止のための基本ルールを守り、安全衛生活動を展開し、安全衛生行動を確実に実行しましょう。

7月 (熱中症)	除草作業において、体調不良のため車内で休んでいた作業者が戻ってこないため、様子を見に行ったところ、倒れていた。
8月 (熱中症)	建設工事現場において、交通整理を行っていた警備員が資材の片付け作業中に倒れた。
8月 (建設機械)	建設工事現場において、ドラグショベルが横転し、付近で作業を行っていた作業者に激突し死亡した。
8月 (墜落)	建設工事現場において、鉄塔の塗装作業を行っていた作業員が墜落し死亡した。

労働災害を防ぐための安全行動！



あせるな
いそぐな
おこたるな

令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」

職場における熱中症対策が強化されました
～令和7年6月1日 改正労働安全衛生規則施行～

基本的な考え方

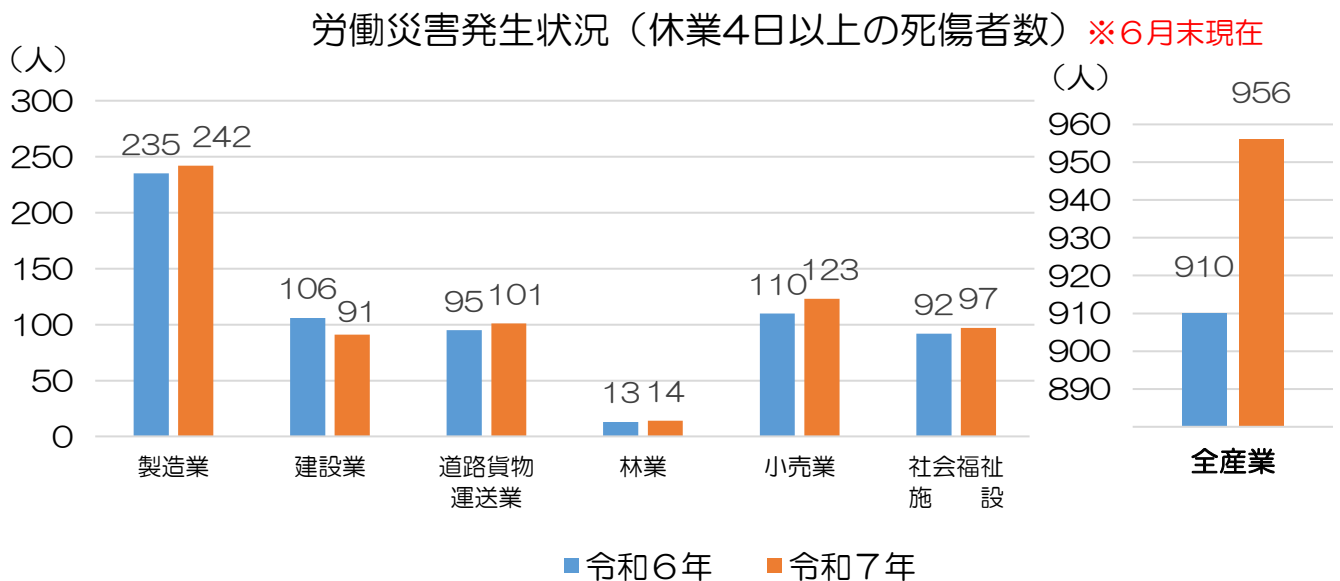
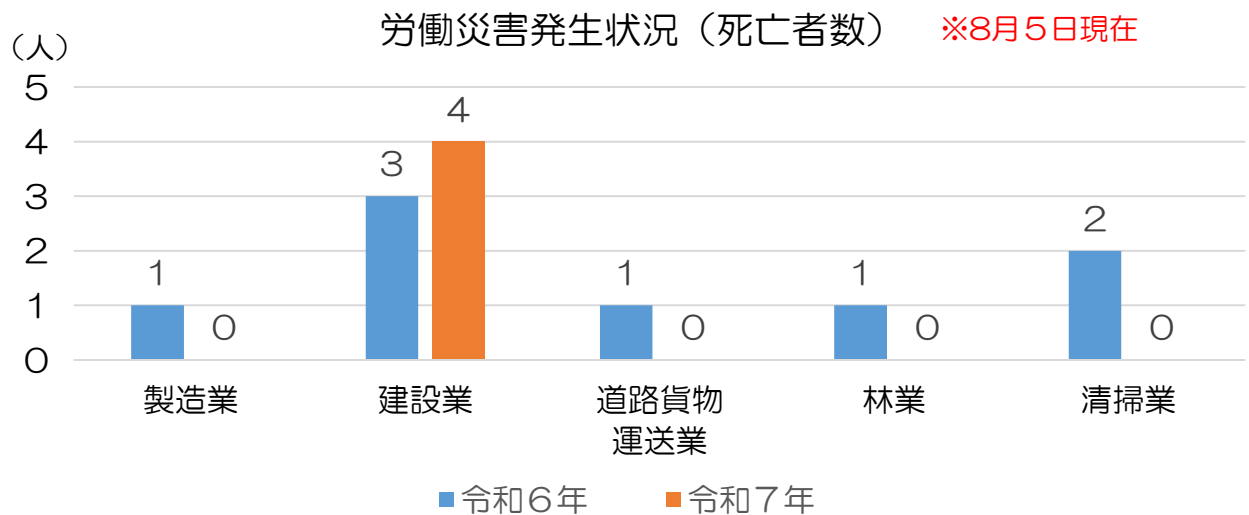


現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられました。



三重県内における労働災害の現状



三重労働局ホームページ
「熱中症予防特設ページ」



学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



三重労働局では、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目指して
「令和7年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」
を展開しています。

令和7年 アンダー2000みえ

検索

